3　施行期日等

⑴　この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の第七条、第二十七条（第三十一条の九において準用する場合を含む。）、第三十一条の五及び第三十六条の規定は、令和八年四月一日から適用する。（附則第一項関係）

⑵　この政令の施行に関し、必要な経過措置を定める。（附則第二項関係）

◇前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（政令第百三十二号）（厚生労働省）

1　高額な医療の給付により後期高齢者医療の財政に与える影響が著しいものとして算定する額

高額な医療に関する給付の発生による、後期高齢者医療の財政に与える影響が著しいものとして政令で定めるところにより算定する額を、八十万円から八十五万円とする。（第四条第三項関係）

2　施行期日

この政令は、公布の日から施行し、改正後の規定は、令和八年度分の負担金から適用する。（附則関係）

◇前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（政令第百三十三号）（厚生労働省）

1　病床転換助成事業の期限等の改正

⑴　病床転換助成事業の期限を令和八年三月三十一日から令和十五年三月三十一日まで延長する。（附則第五条関係）

⑵　病床転換助成事業に係る支払基金の国庫等への納付等に係る対象年度を令和七年度から令和十五年度まで延長する。（附則第八条の二関係）

2　施行期日等

⑴　この政令は、公布の日から施行し、令和八年四月一日から適用する。（附則第一項関係）

⑵　その他関係政令について所要の改正を行う。

◇前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（政令第百三十四号）（厚生労働省）

1　負担調整基準率に係る概算負担調整基準超過保険者の割合

前期高齢者納付金の額の算定に係る負担調整に関し、前期高齢者納付金の実質的負担額が法定給付費や前期高齢者納付金等各保険者の義務的支出の合計額に比して著しく過大となる部分を算定する際の基準となる概算負担調整基準超過保険者の割合を百分の六・〇五とする。（第一条の六関係）

2　特別負担調整基準率に係る特別概算負担調整基準超過保険者の割合

前期高齢者納付金の額の算定に係る負担調整に関し、前期高齢者納付金の実質的負担額が法定給付費や前期高齢者納付金等各保険者の義務的支出の合計額に比して過大となる部分を算定する際の基準となる特別概算負担調整基準超過保険者の割合を百分の十四・六九とする。（第一条の七関係）

3　施行期日

この政令は、公布の日から施行し、令和八年四月一日から適用する。（附則関係）

◇令和八年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令（政令第百三十五号）（厚生労働省）

1　調整対象給付費見込額の算定における概算基準超過保険者に係る率

前期高齢者給付費等が著しく高い保険者について前期高齢者加入率による調整の対象から除外する部分を算定する際の基準となる率を百分の百五十九とする。（第一条関係）

2　前期高齢者加入率の下限割合

前期高齢者加入率が全国平均よりも著しく低い保険者の前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の算定に係る前期高齢者加入率の下限となる割合を百分の一とする。（第二条関係）

3　負担調整基準率

前期高齢者納付金の額の算定に係る負担調整に関し、前期高齢者納付金の実質的負担額が法定給付費や前期高齢者納付金等各保険者の義務的支出の合計額に比して著しく過大となる部分を算定する際の基準となる率を百分の五十二・四一五とする。（第三条関係）

4　特別負担調整基準率

前期高齢者納付金の額の算定に係る負担調整に関し、前期高齢者納付金の実質的負担額が法定給付費や前期高齢者納付金等各保険者の義務的支出の合計額に比して過大となる部分を算定する際の基準となる率を百分の四十四・〇五三七八とする。（第四条関係）

5　施行期日

この政令は、公布の日から施行し、令和八年四月一日から適用する。（附則第一項関係）

◇未帰還者留守家族等援護法施行令及び戦傷病者特別援護法施行令の一部を改正する政令（政令第百三十六号）（厚生労働省）

1　未帰還者留守家族等援護法による葬祭料及び戦傷病者特別援護法による葬祭費の額を改正前の二十一万九千円から二十二万二千円に引き上げる。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行し、令和八年四月一日から適用する。（附則第一項関係）

◇防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第百三十七号）（防衛省）

1　防衛省の職員に対する特殊勤務手当の新設及び無料貸与する被服の数量等の改正

⑴　特殊勤務手当に関し、共同・統合訓練演習従事手当、犯則取締等手当、野外整備作業手当及び北部地域野外作業手当を新設する。（別表第五関係）

⑵　航空自衛官及び航空自衛隊の自衛官候補生に無料で貸与する夏服の数量を改めるとともに、新たに作業下衣及び略帽を無料で貸与する。（別表第九関係）

2　施行期日

この政令は、公布の日から施行し、改正後の別表第五共同・統合訓練演習従事手当の項から北部地域野外作業手当の項までの規定は、令和八年四月一日から適用する。（附則関係）

◇防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第百三十八号）（防衛省）

1　国の補助の対象となる施設の規定の整備

⑴　防音工事の対象となる施設から、こども家庭センターを削る。（第七条第三号関係）

⑵　民生安定施設の範囲を見直し、当該民生安定施設に係る補助の割合を定める。（第十二条の表関係）

2　施行期日等

⑴　この政令は、公布の日から施行する。（附則第一項関係）

⑵　この政令の経過措置について定める。（附則第二項関係）